

根本交流センターご利用の皆様

多治見市文化スポーツ課長 大 竹 康 文

消費税増税に伴う料金改定について（お知らせ）

地方消費税の適正転嫁を行うため、**令和元年10月1日以後の使用に係る施設の使用料**の改定について、5割減免の使用料は、下記のとおりとしますのでご対応よろしくお願ひします。

記

区分	新料金		5割減免
	専用使用料 (円)	冷暖房使用料 (円)	専用使用料 (円)
大ホール	990	210	500
小ホール	500	100	250
和室	210	100	110
実習室	450	100	230
会議室1	350	100	180
会議室2	250	100	130

【問い合わせ先】

多治見市 環境文化部文化スポーツ課 担当 本多
直通 22-1139